

国際航業グループ

サステナビリティ行動規範

第2版

2025年7月

はじめに

近年、企業はグローバル化による経済発展の一方で、格差や貧困の拡大、強制労働、気候変動等の環境問題といった数多くの社会課題の取り組みについて、社会に対する責任を果たすことが求められています。国際航業グループは、「国際航業グループサステナビリティ調達方針」と「国際航業グループサステナビリティ行動規範」を制定し、サプライヤの皆様と一緒に取り組むことで、持続可能なサプライチェーン、ひいては持続可能な社会の実現に繋げていきたいと考えています。

国際航業グループサステナビリティ調達方針

1. 公正・公平な取引

お取引先の選定は、品質・信頼性・価格・納期・安定供給等を総合的に評価して公平・公正に行います。

2. 法令・社会規範等の遵守

事業活動に関わる国内外の法令および社会規範を遵守します。

3. 安全・安心の追求

お客様の想いに応えるために、安全性・安心性を追求します。

4. 環境への配慮

サプライチェーン全体を通じて、環境保全と「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を目指し、気候変動の抑制や自然資本の維持・回復を通じて、循環型社会の実現に寄与します。

5. 人権・労働環境・安全衛生への配慮

人権を尊重し、労働環境や安全衛生に配慮した調達活動を行います。

6. 情報セキュリティの徹底

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図って行きます。

7. 安定供給体制の構築

お客様に対する商品の継続的な供給と需要変動の要請に応じるために、安定的かつ柔軟な資材・役務の供給体制の構築に努めます。

8. 社会貢献活動

地域の文化、習慣などを尊重し、持続可能な社会の発展に努めます。

取引先の皆様へのお願い

「国際航業グループサステナビリティ調達方針」の主旨と内容をご理解いただくとともに、協力会社などのサプライチェーンを含めて、ご協力をお願い致します。

本行動規範には、持続可能な社会の実現に向けて、国際航業グループを始めとしたサプライチェーンを構成する各社が主体的に取り組むべき事項を記載しています。本行動規範において、サプライヤの皆様とは、国際航業グループへ製品、人、またはサービスを提供するあらゆる事業者に対し適用されます。また、上流のサプライチェーンを構成するサプライヤの皆様に対して、本行動規範の内容の伝達と遵守のための働きかけをお願いします。

サプライヤの皆様の本行動規範で定める持続可能なサプライチェーン活動の実態把握のために、アンケート調査やヒアリングを実施する場合があります。また、取り組み強化に向けた改善支援につきましても、今後、実施していきますので、その際はご協力いただきますようお願いいたします。

改善に向けたご協力が得られない場合には、サプライチェーンにおけるリスク回避のために、以降の取引を見直さざるを得ない場合があることをご了承ください。

本行動規範以外に国際航業グループ各社が独自にガイドラインを制定した場合、また、国際航業グループ各社の所在する国の法律、自治体の条例・規則等や顧客要求等により本行動規範と異なる要請をした場合は、各社のガイドライン内容を優先します。

サプライヤの皆様には、国際航業グループの持続可能なサプライチェーンの取組みにご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

2025年2月1日

国際航業株式会社
コーポレート統括本部 経営企画部

目次

サプライヤの皆様への要請事項(行動規範)

I 全般	5
1. 法令順守	
2. 公正な事業運営	
3. 安全と品質の確保	
4. 人権や労働者の権利の尊重	
5. 環境への配慮	
II 人権・労働	5
1. 強制的な労働の禁止	
2. 非人道的な扱いの禁止	
3. 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	
4. 差別の禁止	
5. 権利の尊重	
6. 適切な賃金と手当	
7. 労働時間	
8. 結社の自由、団体交渉権	
9. サプライチェーンにおける人権デューデリジェンスの実施	
10. 高い倫理観に基づくテクノロジーの推進	
III 安全衛生	8
1. 労働安全	
2. 機械装置の安全対策	
3. 職場の衛生管理	
4. 労働災害・労働疾病	
5. 緊急時への備えと対応	
6. 身体的負荷のかかる作業への配慮	
7. 施設の安全衛生	
8. 従業員の健康管理	
9. 安全衛生のコミュニケーション	
IV 環境	9
1. 行政に対する環境許可と報告	
2. 製品含有化学物質の管理	
3. 環境汚染の防止	
4. 化学物質の管理	
5. 環境への影響の最小化(廃水・汚泥・排気・騒音・振動など)	
6. エネルギー消費及び温室効果ガスの排出削減	
7. 製品アセスメントの実施による環境負荷低減	
8. 資源の有効活用と廃棄物管理	
9. 資源保全に配慮した原材料の利用	
10. 生物多様性保全	
11. サプライチェーンにおける環境調査の実施	

V 公正取引・倫理	11
1. 汚職や違法な政治献金の防止、不適切な利益供与及び受領の禁止	
2. 公正な取引の遂行	
3. 公正なビジネスの遂行	
4. 知的財産の尊重	
5. 適切な輸出入管理	
6. 不正行為の予防	
7. 責任ある鉱物調査とデューデリジェンスの実施	
VI 品質・安全性	12
1. 製品の安全性の確保	
2. 正確な製品・サービス情報の提供	
VII 情報セキュリティ	12
1. セキュリティとプライバシーに配慮した製品またはサービスの提供	
2. 機密情報の漏洩防止	
3. 個人情報の保護	
4. 自社におけるサイバー攻撃への対策	
5. セキュリティインシデントへの対応	
VIII 事業継続計画の策定	13
IX 社会貢献活動	13
X 運用マネジメント	13
1. マネジメントシステムの構築	
2. 苦情処理メカニズムの構築	
3. 本行動規範に関する取り組み状況の開示	

サプライヤの皆様への要請事項(行動規範)

I 全般

(I-1) 法令順守

- ・国内外の法令等を遵守するとともに、国際規範を尊重すること。

(I-2) 公正な事業運営

- ・社会の持続性の向上に資する公正な事業運営を行うこと。

(I-3) 安全と品質の確保

- ・安全の確保は最優先課題として安全対策に万全を期すること
- ・常に新しい技術を取り入れ、信頼に応え続けるよう、高品質ですぐれた成果物を提供すること。

(I-4) 人権や労働者の権利の尊重

- ・国際規範等で示される人権、労働原則を認識、支持、尊重し、自らが権利の侵害に加担（助長）しないようにすること。

(I-5) 環境への配慮

- ・良き企業市民としての責任を自覚し、環境保全と資源の有効活用に努めること。
- ・環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、環境に優しい技術の開発と普及、事業運営に努めること。

II 人権・労働

(II-1) 強制的な労働の禁止

- ・関連する法令に基づき適切な労働管理を行うこと。
- ・強制・拘束・非人道的な囚人労働・奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いないこと。
- ・すべての労働者の就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守ること。
- ・脅迫、強制、拉致または詐欺によって、人を移送、隠匿、採用、譲渡、受け入れないこと。
- ・就労のための手数料を労働者から搾取しないこと。また、その手数料を債務として強制労働を行わせないこと。
- ・外国人労働者の雇用にあたっては、労働者が母国を離れる前に、雇用条件を労働者が理解できる言語で記載した雇用契約書を提供すること。なお、政府発行の身分証明書、パスポート・ビザ、労働許可書または移民申請書（労働者以外によるこれらの保持を法令で義務付けている場合を除く）などを労働者から隠匿、没収するなどの手段で本人の使用を妨げず、労働者の施設への出入りや施設内の移動に不合理な制約を課さないこと。

- ・外国人労働者のあっせん・派遣を受ける場合、当該あっせん・派遣をする事業者が法令等 に 基づく許可を受けているか、外国人労働者から仲介手数料を徴収していないか、外国人労働者の権利を不当に侵害していないか等について確認すること。

（Ⅱ-2）非人道的な扱いの禁止

- ・労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、並びにそのような可能性のある行為を労働者に対して行わないこと。
- ・寮においては、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、及び適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保すること。
- ・関係者に対する懲戒方針、インシデント等への対応手順などを策定しておくと同時に、非人道的扱いの事実を把握するために、苦情処理メカニズムを整え、労働者に周知し、運用すること。

（Ⅱ-3）児童労働の禁止、若年労働者への配慮

- ・最低就業年齢に満たない児童に労働をさせないこと。
- ・18 歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させないこと。
- ・児童労働が判明した場合、改善計画や支援するためのプログラムを提供すること。

（Ⅱ-4）差別の禁止

- ・賃金、昇進、報酬、教育、採用や雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認と性表現、民族または国籍、信条、障害の有無、社会的身分、妊娠、宗教、文化、所属政党・政治的見解、組合員であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、または結婚歴の有無などによる差別につながる可能性のある行為を行わないこと。
- ・労働者からの宗教上の習慣に係る要望に対しては、公共の福祉や社会通念に反しない範囲において、適切に配慮すること。
- ・健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なわないこと。
- ・日本における同和問題など各国・各地域に存在する固有の問題についても適切に配慮すること。

（Ⅱ-5）権利の尊重

- ・女性の権利を尊重し、女性のエンパワメントや男女共同参画社会の推進の観点から、女性人材の登用や育業（育児休業）の充実等に取り組むこと。
- ・障害者の雇用に際しては障害者雇用促進法や障害者差別解消法に定める不当な差別的取扱いを禁止するとともに、必要かつ合理的な配慮すること。
- ・障害者の権利を尊重し、その経済的・社会的活動への参加を支援すること。
- ・子供の権利を尊重し、その健全な育成を支援すること。
- ・民族的・文化的少数者、性的少数者、移住労働者といった社会的少数者（マイノリティ）の人々の権利

を、他の人々と同様に尊重し、適切な支援に取り組むこと。

- ・地域社会または先住民の生活・文化の尊重ならびに配慮すること。

(Ⅱ-6) 適切な賃金と手当

- ・労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、及び法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守すること。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮すること。

(Ⅱ-7) 労働時間

- ・労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理すること。
- ・法令で定められた労働時間内であっても、過度な労働とならないような労働時間とするよう努めること。
- ・時間外労働の実施にあたっては労働者の意思を尊重し、時間外労働に関する報酬は、当該地域の法規に従うこと。

(Ⅱ-8) 結社の自由、団体交渉権

- ・現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重すること。
- ・自分が選択した労働組合を結成し、また労働組合に加入するすべての労働者の権利を尊重し、同時に、このような活動に参加しないまたは活動を差し控える労働者の権利も尊重すること。

(Ⅱ-9) サプライチェーンにおける人権デューデリジェンスの実施

- ・原材料や部品の供給、及び役務を提供するサプライヤについて、必要に応じて本項目への違反がないか、人権デューデリジェンスを実施すること。

(Ⅱ-10) 高い倫理観に基づくテクノロジーの推進

- ・人口知能(AI)をはじめとする新しいテクノロジーについては、適用される法令等を遵守すると共に、人権の尊重、自然への配慮のもとでデータ保護・管理に責任を持ち、適正に利用すること。
- ・中でも、国際航業グループとの取引にこれらのテクノロジーを使用する場合は、以下の点を遵守すること。
 1. アルゴリズムやデータのバイアスから生じる不当な差別等のネガティブな影響の多寡を確認し、適切に対処すること
 2. 可能な限り、AI判断の結果が出力されるに至った判断根拠の提示に努めること
 3. AI等の学習に使用するデータは、適切な手段で得られたデータであることを保証すること

Ⅲ 安全衛生

（Ⅲ-1）労働安全

- ・安全衛生に関する法令等に基づき必要な許認可を全て取得し、安全衛生委員会等の設置やメンタルヘルス対策を含め、身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えること。
- ・職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保すること。特に、妊娠中の女性及び授乳期間中の母親への合理的な配慮をすること
- ・労働者に対して健康及び職場環境の安全衛生に関するトレーニングを提供すること。
- ・違法・規制薬物の影響下での作業を禁止すること。

（Ⅲ-2）機械装置の安全対策

- ・労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施すること。

（Ⅲ-3）職場の衛生管理

- ・職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行うこと。また、従業員のメンタルヘルスにも配慮した対策を講じること。

（Ⅲ-4）労働災害・労働疾病

- ・労働災害及び労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策及び是正措置を講じること。

（Ⅲ-5）緊急時への備えと対応

- ・人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者及び資産の被害が最小限となる緊急時の対応に関する行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行うこと。

（Ⅲ-6）身体的負荷のかかる作業への配慮

- ・身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないよう適切な管理を行うこと。

（Ⅲ-7）施設の安全衛生

- ・労働者の生活のために提供される施設（社宅・寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保すること。
- ・社宅や寮では、緊急時の適切な非常口を確保すること。

(Ⅲ-8) 従業員の健康管理

- ・全ての従業員に対し、適切な健康管理を行うこと。

(Ⅲ-9) 安全衛生のコミュニケーション

- ・労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言語・方法で提供すること。
- ・労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みをつくること。
- ・安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲載されるか、労働者が特定、アクセスできる場所に置かれるものとし、労働者の理解できる言語で提供すること。
- ・教育・訓練は作業の開始前にすべての労働者に、それ以降は定期的に提供すること。
- ・労働者側から安全上の懸念を提起するための仕組みを作ること。

IV 環境

(IV-1) 行政に対する環境許可と報告

- ・事業の所在地の法規則に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行うこと。

(IV-2) 製品含有化学物質の管理

- ・製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、全ての法規則及び顧客要求を遵守すること。

(IV-3) 環境汚染の防止

- ・各種環境法令等に基づき、大気、水質、土壌等の汚染を防止し、環境や人間の健康への悪影響の回避に取り組むこと。

(IV-4) 化学物質の管理

- ・各国の法規則を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質及びその他の物質は、特定、表示、及び管理を行い、安全な取扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、及び廃棄が確実に実施されるよう管理すること。

(IV-5) 環境への影響の最小化（廃水・汚泥・排気・騒音・振動など）

- ・廃水・汚泥・排気・騒音・振動などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をすること。
- ・廃水の管理では、水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水及び再利用化に努めること、また、あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施すると共に、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行うこと。

- ・汚泥の管理では、汚泥の排出量を削減すると共に、適切な汚泥処理または汚泥資源化を実施すること。
- ・排気の管理では、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施すること。
- ・騒音・振動の管理では、騒音・振動の発生を抑制し、生活環境の保全に努めること。

（Ⅳ-6）エネルギー消費及び温室効果ガスの排出削減

- ・サプライチェーンも含む自社の温室効果ガス排出を特定・計測し、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組むこと。
- ・ライフサイクル全体の環境負荷の少ない材料、資機材、燃料、製品、サービスを利用することによりサプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減をはかること。
- ・使用するエネルギーは可能な限り再生可能エネルギーとすること。

（Ⅳ-7）製品アセスメントの実施による環境負荷低減

- ・製品アセスメントの実施、及び環境に対する影響を低減する設計・製造等に自主的に取り組むこと。

（Ⅳ-8）資源の有効活用と廃棄物管理

- ・法規則を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えること。
- ・廃プラスチックの発生抑制に努めること。
- ・有害性が特定されていない物質の廃棄であっても、廃棄物を特定・管理し、責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施し、削減に努めること。
- ・物質の廃棄は、事業の所在地の法規則を遵守し、最小限に抑えることで、天然資源（水、化石燃料、鉱物、原生林及び原生林の産物など）を浪費しない対策を講じること。
- ・事業活動に伴う廃棄物を把握し、可能な限り削減すると共に、リユース、リサイクルを実施し、処分方法（マテリアルサイクル、サーマルサイクル、最終処分方法など）とリサイクル率の把握に努めること。

（Ⅳ-9）資源保全に配慮した原材料の利用

- ・違法に採取・栽培された資源を使用しないこと。
- ・資源の保全に配慮して採取・栽培された原材料の使用に努めること。

（Ⅳ-10）生物多様性保全

- ・自社の事業活動が生態系に与える直接・間接的影響について検討を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むこと。
- ・使用する資材に対する生物多様性保全への配慮を行うと共に、事業所内外の生態系保全や希少な動植物の保全活動などを、ステークホルダ（従業員、自治体、NGO などの専門家など）と共に取り組むこと。
- ・水の保全、使用の削減、可能な限り再利用し、地域の水資源へのダメージを最小限に抑えるよう努める

こと。

- ・絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用しないこと。

(IV-11) サプライチェーンにおける環境調査の実施

- ・原材料や部品の供給、及び役務を提供するサプライヤについて、法令違反及び深刻な環境破壊などが懸念される場合は調査を実施し、適切な是正処置・予防処置を実施すること。

V 公正取引・倫理

(V-1) 汚職や違法な政治献金の防止、不適切な利益供与及び受領の禁止

- ・贈収賄、過度な贈答・接待、汚職や違法な政治献金、恐喝、及び横領を一切禁止する方針を掲げ、継続的に遵守すること。
- ・賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しないこと。
- ・継続的な遵守のために、従業員に適切な教育・研修を実施すること。
- ・マナーロンダリングを防止するための措置を講じること。

(V-2) 公正な取引の遂行

- ・独占禁止法や下請法、フリーランス法等の取引に関する関係法令等を遵守すること。
- ・取引内容、仕様、品質基準を明確にし、協議により適正な価格で取引をすること。
- ・優越的地位を濫用することにより、サプライヤに不利益を与える行為を行わないこと。

(V-3) 公正なビジネスの遂行

- ・それぞれの国や地域において定められた公正な競争、公正な取引に関する法令を遵守し、カルテルなどの競争制限的合意、不公正な取引方法、不当広告表示などの違法行為を行わないこと。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力を排除し、法令、条例、その他のすべての社会規範を遵守すること。

(V-4) 知的財産の尊重

- ・知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行うこと。
- ・顧客及びサプライヤなどの第三者の知的財産及び営業秘密も保護すること

(V-5) 適切な輸出入管理

- ・技術や物品の輸出入に関して各国で様々な法規制があり、それらを理解し、遵守すること。また、そのために明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行うこと。

(V-6) 不正行為の予防

- ・不正行為を予防するための活動を行うこと。
- ・記録、物証及び証言の偽造、改ざん、隠ぺい等の倫理に反する行為を行わないこと。

(V-7) 責任ある鉱物調査とデューデリジェンスの実施

- ・製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、及び金などの鉱物が、紛争地域及び高リスク地域で深刻な人権被害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担している原材料を使用しないこと。

VI 品質・安全性

(VI-1) 製品の安全性の確保

- ・製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たすこと。

(VI-2) 正確な製品・サービス情報の提供

- ・製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供すること。
- ・虚偽の情報や改ざんされた情報を提供しないこと。
- ・差別的又は誤解を与えたり、子供に悪影響を与える広告をしないこと。

VII 情報セキュリティ

(VII-1) セキュリティとプライバシーに配慮した製品またはサービスの提供

- ・製品またはサービスがデータの機密性、真正性、完全性、可用性を提供するように設計されていること。
- ・製品またはサービスの開発時に、製品またはサービスにバックドア、マルウェア、悪意のあるコードが含まれないための方針や手順を策定し、実施すること。
- ・リスクに基づき、サポート期間中にセキュリティパッチの提供など、セキュリティの確保に必要なサポートを実施すること。

(VII-2) 機密情報の漏洩防止

- ・自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報も含めて適切に管理・保護するための仕組みやマネジメントシステムを構築（情報管理レベルの設定、従業員の教育・研修を含む）すること。

（Ⅶ-3）個人情報の保護

- ・ サプライヤ、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、各国の関連する法規則を遵守し、適切に管理・保護すること。

（Ⅶ-4）自社におけるサイバー攻撃への対策

- ・ 自社の情報システム、ネットワーク及び製品やサービスについて、サイバー攻撃などからの脅威に対する対策（特定・防御・検知・対応・復旧）を講じて、自社及び他者に被害が生じないように管理（従業員の教育・研修を含む）すること。
- ・ 国際標準に則ったセキュリティポリシーを確立し、運用されていること。

（Ⅶ-5）セキュリティインシデントへの対応

- ・ セキュリティインシデントが発生した場合には、速やかにステークホルダに連絡のうえ、その原因を特定し被害の拡大を防ぐと共に、再発防止策を講じること。
- ・ 国際航業グループ に提供する製品やサービス及び国際航業グループ が委託する業務に関連したセキュリティインシデントが発生した場合、または発生の疑いがある場合、速やかに国際航業グループ に通知すること。
- ・ 原因と対応結果、及び再発防止策について、国際航業グループ からの要望に応じてその内容を報告すること。

Ⅷ 事業継続計画の策定

- ・ 大規模自然災害（地震、津波、洪水、豪雨、豪雪、竜巻）及びそれに伴う停電・断水・交通障害など、事故（火災、爆発）、広域伝染病・感染症などの疫病蔓延、テロ・暴動、サイバー攻撃、原材料や部品などの著しい需給バランス変化といった事業継続に大きな影響を及ぼす事態に備え、適切な準備を行い、いち早く生産活動を再開し、サプライチェーンへの影響を最小限に留めるように努めること。
- ・ 被災時には納期等への影響を把握し、顧客を含むステークホルダへの早期連絡を可能とするために、連絡体制と連絡手段を策定するように努めること。

Ⅸ 社会貢献活動

- ・ 地域の文化、習慣などを尊重し、持続可能な社会の発展に努めること。

X 運用マネジメント

（X-1）マネジメントシステムの構築

- ・ 本行動規範の各項目を達成するために、PDCAを通じて継続的な改善をはかる仕組みを構築するこ

と。

(X-2) 苦情処理メカニズムの構築

- ・本行動規範の遵守のために必要となるリスクマネジメントに加えて、従業員及びサプライヤなどを含むステークホルダからの**法令やガイドライン違反を含めた苦情処理メカニズム**を構築し、継続的なプロセスとして問題への対処を可能とすること
- ・従業員及びステークホルダがアクセス可能な通報制度を周知すること。
- ・通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護すること。
- ・通報者が、通報したことを理由に企業や個人から不利益な扱いを受けることから保護すること。

(X-3) 本行動規範に関する取り組み状況などの公表・開示

- ・適用される法規則と業界の慣例に従って本行動規範に関する取り組み状況や事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を公表・開示すること。なお、公表しない場合においても必要に応じ国際航業グループに情報を開示すること。
- ・環境保全活動について可能な限り情報を公表・開示を行うこと。なお、公表しない場合においても必要に応じ国際航業グループに情報を開示すること。
- ・本行動規範に記載する要請事項を満たさない行為や事象が発生または特定された際には、国際航業グループからの要請を待つことなく、自主的に国際航業グループに情報を開示すること。
- ・記録の改ざんや虚偽の情報開示を行わないこと。

その他

本行動規範は、社会状況の変化及び新たな知見などにより必要に応じ改定します。

以 上

2025年2月1日 制定

2025年7月22日改訂